

介護老人保健施設にんじん健康ひろば重要事項説明書
(令和6年6月26日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設にんじん健康ひろば
・開設年月日	平成23年4月1日
・所在地	東京都国分寺市西元町2-16-40
・電話番号	042-329-2581
・FAX番号	042-329-2580
・管理者名	大倉 久直
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(1353180019号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設にんじん健康ひろばの運営方針】

- 1 にんじん健康ひろばは、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における介護及び看護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の居宅における生活への復帰を目指すものとします。
- 2 にんじん健康ひろばは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努めます。
- 3 にんじん健康ひろばは、明るく家庭的雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市区町村、居宅介護支援事業者、保健医療福祉サービス事業者との連携を密にし、地域における中核施設として利用者が総合的にサービスを受けられるよう努めます。

【虐待防止のための措置】

当事業所は、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及

び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備します。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
 - 五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告します。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。

【ハラスメント防止のための措置】

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
・ 医 師	1	2	入通所者に対する適切な健康管理・療養指導及び診療業務等
・ 看護職員		8 以上	医師の指示の下入通所者の療養上の看護に当たり、保健衛生・日常生活の介護・看護業務等
・ 介護職員	20 以上		食事・入浴・排泄など日常生活上の介助、相談指導等
・ 支援相談員	1 以上		入通所者の処遇上の相談・生活指導等を行うほか、市町村他機関等との連携・打ち合わせ等
・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士	1 以上	1 以上	医師の指示のもと入所者の機能回復訓練等
・ 管理栄養士	1 以上		入所者の栄養及び給食の管理指導・栄養相談等
・ 介護支援専門員	1		入所者の介護認定調査及び施設サービス計画の作成業務等
・ 事務職員		1 以上	受付・庶務及び経理事務等
・ 薬剤師		1	医師の指示による調剤および利用者の薬剤に関する管理、施設全体の薬剤に関する

			管理や相談指導
--	--	--	---------

- (4) 入所定員等
- ・定員 82名
 - ・療養室 個室 2室、4人室 20室

- (5) 通所定員 30名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます）
 - 朝食 7時30分～9時30分
 - 昼食 12時00分～14時00分
 - 夕食 18時00分～20時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス（訪問美容の業者を紹介させていただきます。業者の設定金額になります）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. サービス料金

- (1) 基本料金（別紙料金表）
 - 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります）
- (2) 加算料金（1日当たり）
 - 基本料金に加算されます（別紙料金表）。

(3) 食費・居住費（1日つき）

別紙料金表をご参照ください。住民税が非課税世帯の場合、負担限度額が適応されることがありますので、ご不明な点についてはご相談下さい。

(4) その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

別紙料金表をご参照下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ① 名称 社会福祉法人 浴光会 国分寺病院
住所 東京都国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2
- ② 名称 武蔵国分寺公園クリニック
住所 東京都国分寺市西元町 2-16-34-127 号

・協力歯科医療機関

- 名称 こだま歯科国分寺医院
住所 東京都国分寺市西元町 2-16-34-126 号

◇緊急時の対応

緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。また、救急対応等の措置を講じる場合もあります。

5. 施設利用に当たっての留意事項

・食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは基本ご遠慮いただきます。

・相互扶助、共同生活

日常生活を通じ、明るく楽しい療養生活ができるように常に相互扶助の精神を持って共同生活を守るように心がけてください。

・整理整頓、清潔

常に服装身だしなみに注意し、療養室の整理整頓に努め、常に清潔を保持いただくようお願い致します。

・療養室

療養室の場所についてのご希望は原則として承っておりません。また、利用者様の状況やスタッフ体制、入院後の再入所などによっては部屋が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・面会

平日 10:00～17:00 の間で、原則として面会室を利用させていただきます。面会時は健康状態を確認し、手洗い・手指消毒後、面会簿に氏名等のご記入をお願い致します。

・医療機関での受診

施設入所中は外泊時であっても施設に医療管理責任がありますので、事前に施設医師までご相談ください。無断で受診された場合には、その治療については医療保険の対象外となり全額自費（10割負担）でご負担いただくこともありますのでご注意ください。

・外出・外泊

当施設所定用紙で事前にお届け下さい。外泊については1ヶ月に6日を限度とし、外泊時にも原則として利用料の一部をご負担いただきます。但しその間、他の利用者にベッドを提供してくださる場合には利用料の負担はありません。

・飲酒・喫煙

お酒、たばこの持ち込みはご遠慮いただいております。お持ち込みを発見した場合は退所日まで当施設でお預かりいたします（館内は禁煙です）。

・火気の取り扱い

施設内での火気の取り扱いについては、火災予防のため厳禁です。暖房器具等については空調管理されておりますので必要ありませんが、特別な理由のある場合はご相談ください。

・設備・備品の利用

施設の設備・備品は利用者全員に気持ちよく使用していただくためのものです。個人的な専有利用はご遠慮ください。

・所持品・備品の持ち込み

所持品・備品は利用期間に応じて必要と思われる物をお持ち込み下さい。日常使っている道具、器具等については、ご相談の上、他の利用者の迷惑にならない範囲でお持ち込み下さい。全ての私物には必ずお名前をご記入ください。記名のない私物の紛失については責任を負いかねますのでご注意ください。私物としてご使用になる電化製品については、利用料をご請求いたします。

・金銭・貴重品の管理

施設利用中に必要ない小遣い程度の金銭は、利用者の責任で管理してください。多額の現金、預金通帳、貴重品等についてはお預かりできませんので持ち込まれないようお願いいたします。

・洗濯

ご利用者・ご家族にお願いしております。

洗濯の依頼もできます（委託業者・有料）のご相談下さい。

・宗教活動

施設利用中の宗教（布教）活動はご遠慮ください。

・ペットの持ち込み

利用期間中継続してのペットの持ち込みは原則としてお断りしております。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置等
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理者 副施設長

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下（従業者）という。）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 事故防止及び発生時の対応方法について

事故を予防するため、当事業所では職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんのでご了承下さい。利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

10. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

① サービス相談・苦情窓口（受付時間：月～土曜日 9：00～17：00）

担当者：支援相談員、副施設長

電話番号：042-329-2581

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

国分寺市高齢福祉課 電話番号 042-321-1301

その他 利用者本人の保険者（市区町村）の介護保険課

東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課相談窓口担当

電話番号 03-6238-0177

「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員

・山岡 義典（法政大学現代福祉学部名誉教授）

電話番号 042-783-2830

・石井 正子（薬剤師）

電話番号 090-2662-3495

11. サービスのご利用の参考項目

事項	有無	事項	有無
男性介護職員の有無	○	従業員への研修の実施	○
時間延長の有無	○	サービスマニュアルの作成	○

第三者評価の実施状況	無		
直近の第三者評価実施年月日		評価結果の開示状況	
三者評価機関名			

以上

介護保健施設サービス（入所）利用料一覧表

（令和6年6月26日改定）

○ サービス料金

1 料金内訳

注) 当事業所における地域区分単価は1単位= 10.68 円となります。

項目	介護保険適用時の1日(回)負担額(円)	1ヶ月金額(30日として) (円)	内容		
			上段:1割負担		
			中段:2割負担		
			下段:3割負担		
① 施設利用料	介護保険施設サービス費 I i 従来型個室 【基本型】	要介護 1	717	766	22,980
				1,532	45,960
		要介護 2	763	2,298	68,940
				815	24,450
				1,630	48,900
		要介護 3	828	2,445	73,350
				885	26,550
				1,769	53,070
		要介護 4	883	2,653	79,590
				943	28,290
				1,886	56,580
		要介護 5	932	2,829	84,870
	996			29,880	
	1,991			59,730	
	介護保険施設サービス費 I ii 従来型個室 【在宅強化型】	要介護 1	788	2,986	89,580
				842	25,260
				1,683	50,490
		要介護 2	863	2,525	75,750
922				27,660	
1,844				55,320	
要介護 3		928	2,765	82,950	
			992	29,760	
			1,983	59,490	
要介護 4		985	2,974	89,220	
			1,052	31,560	
			2,104	63,120	
要介護 5	1,040	3,156	94,680		
		1,111	33,330		
		2,222	66,660		
介護保険施設サービス費 I iii 多床室(4人部屋) 【基本型】	要介護 1	793	3,333	99,990	
			847	25,410	
			1,694	50,820	
	要介護 2	843	2,541	76,230	
			901	27,030	
			1,801	54,030	
	要介護 3	908	2,701	81,030	
			970	29,100	
			1,940	58,200	
	要介護 4	961	2,910	87,300	
			1,027	30,810	
			2,053	61,590	
要介護 5	1,012	3,079	92,370		
		1,081	32,430		
		2,162	64,860		
			3,243	97,290	

※当施設の地域区分は3級地となるため、ご利用所定単位数の合計に10.68を乗算した額になります。

※負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なる場合があります。

	項 目			介護保険適用 時の1日(回) 負担額(円)	1ヶ月金額 (30日として) (円)	内 容
				上段:1割負担		
				中段:2割負担		
				下段:3割負担		
①施設利用料	介護保険施設サービス費 I iv 多床室 (4人部屋) 【在宅強化型】	要介護1	871	931	27,930	※当施設の地域区分は3級地となるため、ご利用所定単位数の合計に10.68を乗算した額になります。 ※負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なる場合があります。
				1,861	55,830	
				2,791	83,730	
		要介護2	947	1,012	30,360	
				2,023	60,690	
				3,034	91,020	
		要介護3	1,014	1,083	32,490	
				2,166	64,980	
				3,249	97,470	
		要介護4	1,072	1,145	34,350	
				2,290	68,700	
				3,435	103,050	
		要介護5	1,125	1,202	36,060	
				2,403	72,090	
3,605	108,150					
②減算	栄養管理基準減算	-14	-15	-450	栄養管理の基準を満たさない場合	
			-30	-900		
			-45	-1,350		
②基本加算	夜勤職員配置加算	24	26	780	厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合	
			52	1,560		
			77	2,310		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算I	51	55	1,650	在宅復帰・在宅療養支援機能に対し、複数の指標をもとに所定の要件を満たすことで算定(基本型)	
			109	3,270		
			164	4,920		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算II	51	55	1,650	在宅復帰・在宅療養支援機能に対し、複数の指標をもとに所定の要件を満たすことで算定(在宅強化型)	
			109	3,270		
			164	4,920		
	サービス提供体制加算I	22	24	720	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 ※サービスの質向上への取組	
			47	1,410		
			71	2,130		
	サービス提供体制加算II	18	20	600	介護職員のうち介護福祉士が60%以上	
			39	1,170		
			58	1,740		
	サービス提供体制加算III	6	7	210	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続年数7年以上30%以上	
			13	390		
20			600			
介護職員等処遇改善加算I	所定単位数(1ヶ月の合計単位数)の75/1000			介護職員処遇改善のため、所定の要件を満たすことで算定		
介護職員等処遇改善加算II	所定単位数(1ヶ月の合計単位数)の71/1000			介護職員処遇改善のため、所定の要件を満たすことで算定		
介護職員等処遇改善加算III	所定単位数(1ヶ月の合計単位数)の54/1000			介護職員処遇改善のため、所定の要件を満たすことで算定		
介護職員等処遇改善加算IV	所定単位数(1ヶ月の合計単位数)の44/1000			介護職員処遇改善のため、所定の要件を満たすことで算定		

項 目		介護保険適用 時の1日(回) 負担額(円)	1ヶ月金額 (30日として) (円)	内 容	
		上段:1割負担			
		中段:2割負担			
		下段:3割負担			
③ 該当者加算	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	258	276	8,280	過去3月間老健の入所がなく、入所日から3月以内の期間に集中的に週3回以上個別リハビリテーションを行った場合かつ、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、LIFEを用いて情報を活用している場合に加算
			551	16,530	
			827	24,810	
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	200	214	6,420	過去3月間老健の入所をされていない方で、入所日から3月以内の期間に集中的に週3回以上個別リハビリテーションを行った場合に加算
			428	12,840	
			641	19,230	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (週3日限度)	240	257	/	認知症と診断された方に入所日から3月以内の期間、週3日を限度として集中的に個別リハビリテーションを行った場合かつ、退所後生活する居宅等を訪問し生活環境を把握してリハ計画を作成した場合に加算
			513		
			769		
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (週3日限度)	120	129	/	認知症と診断された方に入所日から3月以内の期間、週3日を限度として集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算
			257		
			385		
	認知症ケア加算	76	82	2,460	認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合に加算
			163	4,890	
			244	7,320	
	若年性認知症入所者受入加算	120	129	3870	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合に加算
			257	7710	
			385	11550	
	外泊時費用(月6日限度)	362	387	/	居宅において外泊された場合に算定
			774		
1,160					
外泊時在宅サービス利用費用(月6日限度)	800	855	/	居宅における外泊を認め施設が在宅サービスを提供した場合に加算	
		1,709			
		2,564			
ターミナルケア加算1 1	72	77	/	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組。死亡日以前31日以上45日以下で算定	
		154			
		231			
ターミナルケア加算2 1	160	171	/	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組。死亡日以前4日以上30日以下で算定	
		342			
		513			
ターミナルケア加算3 1	910	972	/	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組。死亡日以前2日又は3日で算定	
		1,944			
		2,916			
ターミナルケア加算4 1	1,900	2,030	/	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組。死亡日に算定	
		4,059			
		6,088			
初期加算Ⅰ	60	64	1,920	施設の空床情報を地域医療情報連携システムや急性期医療機関の担当部門を通して情報共有した場合、急性期医療機関入院後30日以内に退院・入所した日から起算して30日以内の期間について加算	
		128	3,840		
		192	5,760		
初期加算Ⅱ	30	32	960	入所した日から起算して30日以内の期間について加算	
		64	1,920		
		96	2,880		
退所時栄養情報連携加算	70	75	/	管理栄養士が、退所先の医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合、1月に1回加算	
		150			
		225			
再入所時栄養連携加算	200	214	/	入院による摂食状況の変化を再入所時に医療機関の管理栄養士と調整した場合に1回加算	
		428			
		641			
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450	481	/	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行なった場合に加算	
		962			
		1,442			
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480	513	/	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)に加え、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定	
		1,026			
		1,538			

項 目		介護保険適用 時の1日(回) 負担額(円)	1ヶ月金額 (30日として) (円)	内 容	
		上段:1割負担			
		中段:2割負担			
		下段:3割負担			
③ 該当者加算	試行的退所時指導加算	400	428 855 1,282	試行的退所時に退所後の療養上の指導(食事・入浴・健康管理等)を行った場合、3月の間に限り1月1回加算	
	退所時情報提供加算Ⅰ	500	534 1,068 1,602	居宅へ退所する際、主治医に診療情報、心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合、1回に限り加算	
	退所時情報提供加算Ⅱ	250	267 534 801	医療機関へ退所する際、医療機関に心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合、1回に限り加算	
	入退所前連携加算Ⅰ	600	641 1,282 1,923	加算Ⅱに加え、入所予定日30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス利用方針を定めた場合に加算	
	入退所前連携加算Ⅱ	400	428 855 1,282	退所に先立ち、居宅介護支援事業者への情報提供と連携調整を行った場合に加算	
	訪問看護指示加算	300	321 641 962	老健の医師が訪問看護指示書を交付した場合に加算	
	協力医療機関連携加算 1	100		107 214 321	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合、1月につき加算
	協力医療機関連携加算 2	5		6 11 16	上記以外の協力医療機関と連携している場合、1月につき加算
	栄養マネジメント強化加算	11	12 24 36	360 720 1,080	管理栄養士を所定数以上配置、低栄養リスク者に対する栄養ケア計画作成・ミールラウンド週3回以上、厚生労働省に情報を提出・活用した場合
	経口移行加算	28	30 60 90	900 1,800 2,700	多職種共同のもと経口移行計画を作成し経口摂取を支援した場合、180日以内で1日毎に加算
	経口維持加算Ⅰ	400		428 855 1,282	経口摂取でき誤嚥がある入所者に対し、多職種共同で継続的な経口摂取について栄養管理を行った場合、1月毎に加算
	経口維持加算Ⅱ	100		107 214 321	経口維持加算Ⅰに加え、食事の観察及び会議に医師等が加わった場合、1月毎に加算
	口腔衛生管理加算Ⅰ	90		97 193 289	歯科医師又は歯科衛生士が、介護職に対し口腔衛生に係る技術的助言・指導を年2回以上実施した場合、1月毎に加算
	口腔衛生管理加算Ⅱ	110		118 235 353	加算Ⅰに加え厚生労働省に情報を提出・活用した場合、1月毎に加算
	療養食加算	6	21 39 60	630 1,170 1,800	医師の発行する食事せんに基づき療養食を提供した場合、1日に3回を限度として加算
	かかりつけ医連携調整加算Ⅰ 1	140	150 299 449		入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合、1回に限り加算
	かかりつけ医連携調整加算Ⅰ 2	70	75 150 225		施設において薬剤を評価・調整した場合、1回に限り加算
	かかりつけ医連携調整加算Ⅱ	240	257 513 769		加算Ⅰに加え、服薬情報を厚生労働省に提出・活用した場合、1回に限り加算
	かかりつけ医連携調整加算Ⅲ	100	107 214 321		加算Ⅱに加え、退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬し退所された場合、1回に限り加算

項目	介護保険適用時の1日(回)負担額(円)	1ヶ月金額(30日として)(円)		内容		
		上段:1割負担				
		中段:2割負担				
		下段:3割負担				
③ 該当者加算	緊急時治療管理	518	554	救命救急医療が必要で緊急に投薬、検査、注射、処置を行った場合、月に連続3日まで算定		
			1,107			
			1,660			
	所定疾患施設療養費Ⅰ	239		256	入所者に肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全増悪があり、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に月7日を限度として算定	
				511		
				766		
	所定疾患施設療養費Ⅱ	480		513	上記に加え、診断根拠の記載、施設医師が感染症対策に関する研修を受講している場合、月10日を限度として算定	
				1,026		
				1,538		
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3		4	120	
				7		210
				10		300
	認知症専門ケア加算Ⅱ	4		5	150	
				9		270
				13		390
	認知症チームケア推進加算Ⅰ	150		161	認知症の行動・心理症状の発現を未然又は出現時に早期に防ぐための取組を行っている場合、1月につき加算	
				321		
				481		
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	120		129	認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐための取組を行っている場合、1月につき加算	
				257		
			385			
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200		214	医師が緊急入所が適当と判断した場合、入所後7日に限り1日につき1回加算		
			428			
			641			
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53		57	口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定し、一体的リハビリ計画を関係職種間で共有、LIFEに提出し情報を活用した場合、1月につき		
			114			
			170			
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33		36	リハ計画の内容等情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合、1月につき加算		
			71			
			106			
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3		4	褥瘡リスクを入所時及び3月毎に評価し厚生労働省に情報を提出・活用。計画的な管理と見直しを行った場合に加算		
			7			
			10			
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13		14	加算Ⅰの要件を満たし、褥瘡リスクのある入所者に褥瘡の発生がない場合に加算		
			28			
			42			
排せつ支援加算Ⅰ	10		11	排泄に関し看護師が入所時及び6月毎に評価し厚生労働省に情報を提出・活用。計画的な支援と3月毎の見直しを行った場合に加算		
			22			
			32			
排せつ支援加算Ⅱ	15		16	加算Ⅰを満たし、排泄状態が改善、又はおむつ使用なしに改善した場合に加算		
			32			
			48			
排せつ支援加算Ⅲ	20		22	加算Ⅰを満たし、排泄状態が改善、かつ、おむつ使用なしに改善した場合に加算		
			43			
			64			
自立支援促進加算	300		321	医師が入所時及び3月毎に医学的評価し、共同で自立支援計画を策定・実施。厚生労働省に情報を提出・活用した場合に算定		
			641			
			962			
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40		43	入所者の心身の状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出・活用した場合に加算		
			86			
			129			
科学的介護推進体制加算Ⅱ	60		64	加算Ⅰに加えて疾病の状況や服薬等の情報を提出・活用した場合に加算		
			128			
			192			
安全対策体制加算	20		22	外部研修を受けた担当者を配置し施設内に安全対策部門を設置、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合に1回限り加算		
			43			
			64			

項目		1日負担額(円)	1ヶ月金額 (30日として) (円)	内容		
③ 該当者加算	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10	/	11	新興感染症の発生時等に備え医療機関と連携し、感染対策に関する研修に参加した場合、1月につき加算	
				22		
				32		
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5	/	6	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染抑制等の実地指導を受けた場合、1月につき加算	
				11		
				16		
	新興感染症等施設療養費	240	/	257	新興感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し必要な対応をした場合、1月に1回、連続5日を限度に算定	
				513		
				769		
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	/	107	加算Ⅱの要件を満たし、業務改善の成果の確認、見守り機器等のテクノロジーの複数導入、適切な役割分担を行った場合、1月につき加算	
214						
321						
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	/	11	見守り機器等のテクノロジーを導入し、委員会開催、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善の継続と効果を示すデータを提出した場合、1月		
			22			
			32			
④ 食費	食事提供に伴う負担になります	第1段階	300	9,000	但し、所得等に応じて負担額が変わります。	
		第2段階	390	11,700		
		第3段階①	650	19,500		
		第3段階②	1,360	40,800		
		第4段階	2,100	63,000		
⑤ 居住費	個室の使用および光熱水費となります	従来型個室	第1段階	490	14,700	令和6年8月1日より 但し、所得等に応じて負担額が変わります。
			第2段階	490	14,700	
			第3段階	1,310	39,300	
			第4段階	1,668	50,040	
		多床室	第1段階	0	0	
			第2段階	370	11,100	
			第3段階	370	11,100	
			第4段階	740	22,200	
						550円/日 16,500円/30日
						550円/日 16,500円/30日
					1370円/日 41,100円/日	
					1,728円/日 51,840円/日	
					0 0	
					430円/日 12,900円/日	
					430円/日 12,900円/日	
					740円/日 22,200円/日	

※ 個室は特別室が2室ございます。上記金額に特別室料(5,500円/日)が加算されます。

2 その他個別にかかる料金

項目		単価 (円/日)	月額目安(30 日分として)	ご希望の 有無	内容
⑥ 日常生活費 ※ご希望のない場合は必要量をご持参ください。	Aセット	128	3,840		タオルリース(おしぼり・フェイス・バス)+入浴準備用バック
	Bセット	189	5,670		Aセット(タオルリース+入浴準備用バック) + 口腔用品(歯ブラシ等口腔内を清掃するもの・歯磨き・義歯洗浄剤など)+ティッシュ(月2箱まで)
	Cセット	209	6,270		Bセット(タオルリース+入浴準備用バック)+口腔用品(歯ブラシ等口腔内を清掃するもの・歯磨き・義歯洗浄剤など)+ティッシュ(月2箱まで) + カミソリ(髭そり用)・保湿剤
⑦ 電化製品使用料		100	3,000		お部屋に電化製品をお持ちになった場合にご負担頂きます(1品以上)。

項目		単価 (円/日)	月額目安(30 日分として)	ご希望の 有無	内容
⑧教養娯楽費	①クラブ活動参加費	実費材料費	/		クラブ活動実施時に材料費相当額をご負担頂きます。
	②行事参加費	実費材料費			行事参加時にプレゼント等をご負担頂きます。
	③その他	実費			その他、個人の教養娯楽に係る費用は実費となります。
⑨特別室料(1日)		5,500	165,000		個室(2室)※従来型個室の居住費に加えてご負担頂きます。
⑩私物洗濯代		実費	/		私物の洗濯はご家族対応もしくは業者等との契約になります。
⑪理美容サービス費		実費	/		訪問美容の業者を紹介させていただきます。業者の設定金額になります。
⑫文書作成料		3,300円/1通	/		他機関や保険会社への診療情報提供書等医師による文書作成代となります。
⑬検査代		実費	/		診療情報提供書作成の為に必要な検査にかかる費用は実費負担となります。
⑭趣味・嗜好品		実費	/		
⑮被服代		実費	/		
⑯日用品		実費	/		
⑰マスク品		実費	/		
⑱コピー代		10円/枚	/		ご本人及び身元引受人の方がケース記録やその他の複写を希望される場合にかかります。

上記の利用料金表（令和6年6月26日改定）について、同意しました。

また、家族（身元引受人）は、社会福祉法人にんじんの会に対する入所の債務について、入所者と連帯して履行の責を負います。

年 月 日

【入所者】

住所 _____

氏名 _____ 印

メールアドレス _____ @ _____

【家族(身元引受人)】(代筆の場合は、代筆者の氏名・続柄・代筆であることの理由)

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____ (代筆であることの理由)

メールアドレス _____ @ _____